

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第28号

鈴鹿市会計規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計規則（昭和39年鈴鹿市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
組織		出納員	事務分掌	組織		出納員	事務分掌
略	略	略	略	略	略	略	略
教育	略	課長	略	教育	略	課長	略
委員	学校教育		略	委員	学校教育		略
会事	課		<u>所管事務に係る現金の収納</u>	会事	課		
務局	<u>教育指導</u>	務局					
	課						
略	略	略	略	略	略	略	略
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
組織		分任出納員	事務分掌	組織		分任出納員	事務分掌
略	略	略	略	略	略	略	略
会計課		略	略	会計課		略	略
<u>教育指導</u>		<u>教育指導課</u>	<u>教育指導課出</u>	会計課		略	略
課		<u>の職員</u>	<u>納員から委任</u>				
			<u>を受けた事項</u>				

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。